

# ○計画改訂（平成 24 年 8 月見直し・平成 25 年 4 月整理）の考え方

## 1 基本的な考え方

本県においては、迅速な復興の実現に向けて、効果的・効率的に取り組を進めるため、復興計画に基づき、被災地域の復旧・復興の第一歩となる緊急的な取組を重点的に進めるとともに、本格的な復興に向けて、平成 25 年度までの 3 年間の復興基盤の構築を目指し、復興実施計画（第 1 期）に盛り込んだ 441 事業（再掲を含む。）を集中的に推進してきたところである。

この計画は、平成 23 年度第三次補正予算をはじめとした国の復興の取組の具体化に先立ち、平成 23 年 8 月に策定したものであり、その後、国において、平成 23 年 11 月の第三次補正予算の成立、12 月の復興特別区域法等の復興関連法の制定、平成 24 年 2 月の復興庁の設置など、復興に向けた体制、制度、財源等が整えられたところである。

こうした復興に関する制度や予算等を計画に反映させるとともに、計画に基づく事業の進捗状況、そして被災地域における復興の状況と県民意識等を踏まえ、復興実施計画（第 1 期）の点検・見直しを行い、迅速な復興の実現に向けた取組をさらに加速させていこうとするものである。

具体的には、平成 24 年度に、「岩手県東日本大震災津波復興計画の取組状況等に関する報告書」（いわて復興レポート）における復興に係る各種調査結果と本県の復興の現状と課題についての総括を踏まえ、平成 23 年度中間目標に対する進捗率が「遅れ」「未実施」の事業を中心に、その要因を分析し、所要の見直しを図った。また、復興に関する意識、復興の状況（客観指標）に関する調査結果等を踏まえ、被災者、事業者のニーズに対応するための事業の追加を行った。

さらに、平成 25 年度は、基盤復興を目指す第 1 期復興実施計画の最終年度として、復興をさらに加速化するための事業の追加等を行った。

被災地においては、本格的な復興に向けた基盤づくりが進みつつあるものの、県民の意識として復旧・復興への実感がいまだ十分に得られていない状況にあることから、各分野の復興の取組のボトルネックを解消し、取組をさらに加速させ、被災者が復興の歩みを実感できるようにしていくため、「復興の加速化に向けて」の視点に基づき、分野横断的な検討と改善を行うこととする。

## 2 「3つの原則」ごとの見直しの概要

### (1) 「安全」の確保

『安全』の確保については、生活環境に支障のある災害廃棄物の撤去や、二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧など、緊急に取り組む必要のある事業と本格復興の基盤づくりを中心に推進してきたところであり、本格的な復興に向けた取組は緒に就いたばかりである。

今後、復旧・復興の第一ステップである災害廃棄物について、まずは、復興資材としての活用やリサイクル等による県内処理を加速するとともに、県内外の自治体の協力のもと、処理を促進する。また、海岸保全施設・三陸復興道路・三陸鉄道等の着実かつ迅速な整備とともに、防災文化の醸成と継承などソフト対策も進め、スピード感をもって減災の考え方に基づく災害に強いまちづくりに取り組んでいく。

#### 【主な見直し～取組のボトルネックの解消と復興の加速化に向けた手立て～】

##### 《平成 24 年 8 月見直し》

##### ▶ 災害廃棄物処理促進（災害廃棄物緊急処理支援事業の見直し）

災害廃棄物の処理推計量の増加に伴う「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」改訂内容に基づき、県内外の自治体の協力のもと、平成 26 年 3 月までの処理完了に向けた取組を実施

##### ▶ 復興の進捗の情報共有

海岸保全施設・三陸復興道路・三陸鉄道等の復興事業をスピード感をもって実施するとともに、JR山田線、大船渡線の早期復旧を促進し、被災者が復興の歩みを実感できるよう、平成 24 年 6 月 11 日に公表した社会資本の復旧・復興ロードマップの総括工程表を始めとした復興まちづくり等に関する各種情報を分かりやすく、きめ細かに提供

##### ▶ 復興事業の本格化に伴う人材不足への対応

復興まちづくり等復興事業が本格化するなか、設計・積算・施工管理等を行う技術職員の不足が顕在化しており、総務省の派遣スキーム等に基づく職員派遣要請を継続するとともに、事業に対応するための体制を強化

##### ▶ 復興事業のスピード化に向けた土地利用規制に係る事務の迅速化（復興整備計画による土地利用の再編等に係る手続のワンストップ化等）

土地利用規制に係る許認可等の手続を計画的、効率的に処理するための庁内関係部局の連携体制の充実・ワンストップ化。また、土地利用基本計画の変更、地域森林計画区域の変更、保安林の解除や農地転用に係る許認可等に関する協議を円滑に行うため、県と市町村の共同での復興整備計画を作成

##### 《平成 25 年 4 月整理》

##### ▶ 放射性物質影響対策（放射性物質放射性物質除去・低減技術実証事業、除染廃棄物処理円滑化事業の追加）

放射性物質の除去・低減措置推進に資するため、県内で活用しうる技術の実証試験や放射性物質に汚染された除染廃棄物（道路側溝汚泥等）の処理を促進するため、市町村がコンクリート構造物などの一時保管場所を設置する経費を支援

## (2) 「暮らし」の再建

『暮らし』の再建については、応急仮設住宅の整備や仮設診療所による医療の提供などの緊急的な取組や、住宅の再建や雇用の確保、医療機関や社会福祉施設等の機能回復、保健活動やこころのケア等を中心に推進してきたところであるが、被災地等においては、3万8千人の余りの方々が依然として仮設住宅等に仮住まいの状況にあり、被災者が1日でも早く健康で安定した生活に戻れるよう、被災者一人ひとりの復興を支援し、地域の復興の歩みを着実なものとする必要がある。

今後、「衣・食・住」、「学ぶ機会」、「働く機会」をそれぞれ確保するために、災害復興公営住宅の早期完成など、迅速で質の高い住環境の整備や、『なりわい』の再生とあいまった長期・安定的な雇用の拡大、地域における保健・医療・福祉提供体制の再構築など、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいく。

### 【主な見直し～取組のボトルネックの解消と復興の加速化に向けた手立て～】

#### 《平成 24 年 8 月見直し》

- **迅速で質の高い住環境の整備**（被災者住宅再建支援事業の追加）  
災害復興公営住宅の早期完成に向けた取組に加え、住み慣れた地元での「持ち家」再建を希望する被災者を支援するために、市町村と連携した被災者生活再建支援金の追加措置を本県の独自施策として実施
- **長期・安定的な雇用の拡大**（事業復興型雇用創出事業の見直し）  
「なりわいの再生」とあいまった長期・安定的な雇用の拡大を図るために、本県独自施策として、事業復興型雇用創出事業の対象事業所の要件を大幅に拡大
- **被災者一人ひとりの復興に向けた情報の提供**（被災者支援情報提供事業の追加）  
地域の復興の歩みを着実にするために、被災者一人ひとりの復興を支援することが必要。そのために、被災者一人ひとりの「復興計画づくり」が円滑に進められるよう、被災者相談支援センターでのきめ細かな支援に加え、生活再建に関する情報を分かりやすく記載したガイドブックの作成や復興に関する各種情報を発信
- **地域における保健・医療・福祉サービス提供体制の再構築**（障がい福祉サービス復興支援事業の追加、保健・医療・福祉特区〔平成 24 年 2 月 9 日認定〕、ICTを活用した保健・医療・福祉サービスの連携推進の拡充）  
保健・医療・福祉が連携した質の高いサービスを継続的に提供できる体制を整備するため、施設の移転・新築支援、福祉サービス事業所の運営支援、復興特区制度の活用等により、被災した医療機関や社会福祉施設等の早期の機能回復を推進  
また、地域における医療資源の有効活用や機能分担（中核病院と地域病院・地域病院と診療所・医療機関と福祉施設間の連携）、連携強化のための ICT 活用策等の具体化を検討
- **被災地の保健・医療・福祉人材不足への対応**（被災地健康維持増進事業の拡充）  
被災した保健・医療・福祉サービス提供体制の再建や被災者のこころのケアのために必要な人材（医師や看護師などの医療従事者、介護職員、保健師等）が不足しており、これら人材の確保に向けた取組を継続・強化するとともに、新たに、被災者への健康支援活動に従事する市町村の保健師や栄養士等のスキルアップを支援

#### 《平成 25 年 4 月整理》

- **質の高い医療が受けられる体制の整備**（被災県立病院整備事業の追加）  
被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院の移転整備を実施

### (3) 「なりわい」の再生

『なりわい』の再生については、水産業における漁業協同組合を核とした漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築、商工業における事業所の再建や仮設商店街の整備などの緊急的な取組を進めるとともに、各地域において経済波及効果や雇用力が大きい中核的な産業を中心に、グループ補助や修繕費補助、制度融資による重点的な支援を行ってきたところである。

今後、沿岸部の基幹産業である漁業と流通・加工業をはじめとした地域産業の早期の再生を図っていくため、引き続き、漁船・養殖施設等生産手段の早期の整備、中小企業グループに対する支援、個別企業に対する施設・設備の復旧の支援、また、二重債務の解消に向けた取組等を通じて、なりわい・産業の再生を加速させていく。

#### 【主な見直し～取組のボトルネックの解消や復興の加速化のための手立て～】

##### ＜平成 24 年 8 月見直し＞

- ▶ **被災した漁船等の早期整備**（共同利用漁船等復旧支援対策事業の見直し）  
当初の計画値を見直し、第 1 期計画期間中（平成 23～25 年度）の目標（新規登録漁船数 6,800 隻）の 9 割強を平成 24 年度までに前倒して整備
- ▶ **二重債務の解消**（復興支援ファンド設立支援事業の見直し）  
復興まちづくりの具体化と相まった被災事業者の再建ニーズの顕在化に対応するため、被災事業者の個別訪問等により、対象事業者の掘り起こしを集中的に行い、相談・計画策定支援業務を重点的に実施
- ▶ **産業集積と雇用創出の促進**（産業再生特区 [平成 24 年 3 月 30 日認定]）  
復興特別区域制度を活用し、沿岸地域、沿岸から通勤することが可能な地域及び沿岸地域と日常的取引関係を有する産業が所在する復興産業集積区域において、集積産業（業種）の指定事業者が復興に寄与する事業を行う場合、税制の特例措置の対象となる産業再生特区を設定
- ▶ **放射性物質影響対策**（県産牛肉安全安心確立緊急対策事業、放射性物質被害畜産総合対策事業の追加）  
安全安心な県産牛肉の供給体制を確立するための県産牛全頭検査や風評被害の防止対策、県産牛肉、牛乳の安全性の確保のための県内産粗飼料の放射性物質調査等を実施

##### ＜平成 25 年 4 月整理＞

- ▶ **被災事業者の施設等復旧支援**（被災地域商業復興支援事業の追加）  
被災地の中小小売・サービス業者等が、商業集積運営主体を構成し、地域の商業機能回復のニーズに応えた復興事業計画に基づき実施する施設等の整備に要する経費に対して補助



### 3 復興の加速化に向けて

これまで、復興実施計画に基づき各事業が推進され、本格的な復興に向けた基盤づくりが進みつつあるものの、県民の復興意識調査の結果によると、県全体の復旧・復興の実感について、「やや遅れていると感じる」「遅れていると感じる」の割合が約7割を占めている。

一方、現状においては、復興の本格化に伴う事業の質的变化・量的増加が顕著になっており、復興まちづくり、こころのケア等の専門的な知識・経験・ノウハウを有する人材が不足するという課題が生じている

また、実際の事業執行において、例えば、復興まちづくりにおいては、財源である復興交付金制度の基幹事業が5省40事業に限られ、被災地のニーズに十分に対応していないことや、事業用地の取得に当たって困難な事例が多くあり、時間を要する等により、必ずしも迅速な復興の取組が進んでいない例が見られる。

さらに、被災者の今後の生活再建や産業再生等を具体的に検討する上での判断材料となる県民生活に身近な社会資本の復旧・復興のロードマップや、既存の制度の隙間を埋める県の独自の取組を公表・実施しているものの、これらの情報が被災者に十分に伝わっていないという状況が生じている。

こうした課題に対応するため、今後においては、次のような点に十分留意し、各分野の取組をさらに加速させ、それによって復興の動きを顕在化させることにより、被災者が復興の歩みを実感できるようにしていくことが重要である。

#### ○ 人材・資金等の重点的な投入

復興の取組が遅れている分野・地域に必要な人材や資金を重点的に投入し、取組のスピードアップを図る。特に復興資金の確保等については、地域の実情や意向を十分に踏まえた復興の取組を迅速に推進するため、復興交付金など復興特別区域法に基づく制度の柔軟な運用や、復興が完了するまでの間に必要な復興財源の確実な確保等について、引き続き、国に対して要望・提言を行っていく。

また、復興事業の本格化に伴い、復興まちづくりのハード事業を進めていく技術者や被災者に対する保健活動等を担う専門職をはじめとする人材不足に対応するため、一層の職員派遣の要請や任期付職員の採用等多様な方策により人的資源の確保に努め、復興の加速化に向けた体制の強化を図る。

さらに、あらゆる力を結集して復興を推進する観点から、特に民間活力・ノウハウ・技術を積極的に導入する。

#### ○ ボトルネックの解消

現場主義を基本とし、被災地の実態や課題を十分に把握して、復興のまちづくりに必要な事業用地の確保、土地利用関係の規制・手続などの各分野の復興施策を進める上でのボトルネックの洗い出しを行いその解消を図る。また、庁内関係部局が一体となってまちづくり等の課題の処理方針、スケジュール、役割分担等を決定し、手続の迅速化を進める体制を整備し、復興実施計画に掲げる事業の早期の目標達成を図る。

#### ○ 情報提供の充実

被災者に復興事業の成果をいち早く享受いただき、一人ひとりの復興の取組に役立てていただくため、復興まちづくり等に関する各種情報や、生活・事業再建に関する情報を分かりやすく、きめ細かに提供するとともに、被災者とのコミュニケーションの円滑化を図るための窓口機能、相談・支援機能を充実する。